

第1285号

AFN-1285

# Timely

1994年1月17日創刊 毎週発行  
葵総合経営センターだより週刊版

2019年 9/30 (月)

## 『申告書等閲覧サービスを見直し 9月1日から写真撮影が可能に』

国税庁はこのほど、申告書等閲覧サービスを見直したことを明らかにした。今回の改正は、閲覧申請者や税務署員の閲覧に係る事務負担を削減するため、**今月9月1日から閲覧時の写真撮影を認めるとともに、提出書類の見直し等を行うもの。**

申告書等閲覧サービスとは、申告書等をなくしてしまった場合や、被相続人(亡くなった人)が生前に提出した申告書等を閲覧したい場合などに利用できるというもの。このサービスは、利用料金は無料だが、これまでは、写真撮影は一切認められておらず、コピーなどの交付も認められていなかった。したがって、申告書の内容等を記録するには、その場でメモを取って書き写す必要があり、メモをとる場合でも、カメラでの撮影やスキャナーでの読み取りはできなかった。今回の見直しでは、閲覧に際しては、原則として、管理運営部門の窓口担当者等が立ち会う。その際、写真撮影は、デジタルカメラ、スマートフォン、タブレット、携帯電話など、その場で写真が確認できる機器に限って認める。

動画については、音声録音されるおそれがあるため認めない。閲覧申請者に写真撮影をさせるに当たっては、申告書等以外の写り込みを防止する観点から、必要に応じて机上衝立が置かれ、撮影の都度又は撮影後、担当の税務署員がその場で写真を確認し、申告書等以外の写り込みがある場合には、閲覧申請者に消去させるか撮り直しをさせる。

## 『検査・監督の考え方をまとめる 検査マニュアル廃止後—金融庁』

金融庁は「**検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方**」(案)をまとめ公表。パブリック・コメントの募集を開始した。金融機関の「融資に関する検査・監督の実務についての研究会」が平成30年7月以降に重ねてきた議論をまとめた。融資の観点から「金融システムの安定」と「金融仲介機能の発揮」のバランスの取れた実現を目指す当局の検査・監督の考え方と進め方を整理した。意見提出の締め切りは10月11日。同庁は、期間終了後も、幅広いステークホルダーと議論し、金融検査・監督の継続的な改善に努めていくとしている。

案は「金融機関の経営理念・戦略に応じた検査・監督」をうたった上で、金融機関の個性・特性(=全体像)を理解するとし、▽金融機関がどのような経営環境の中で、何を目指しているのか(経営理念)、そのためにどのような経営戦略や融資方針、リスクテイク方針を採用しているのか▽その上で、どのように金融仲介機能を発揮しようとしているのか、それに伴う健全性上の課題は何かを明らかにする(健全性と金融仲介は表裏一体)―などと要約。金融検査マニュアルに基づいて定着した現状の引き当て実務(主に過去実績を基に算定)は否定しない―などとしている。



出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー  
**葵総合経営センター**

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号  
(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 [aoi@aoi-cms.com](mailto:aoi@aoi-cms.com)